仕、同十四年七月四日源隨と改稱、寶永四年八月十九日八十一歲にて卒す。此の隱居屋敷として賜はりたるにや。されば門前道路及び河原へかけ賜はりたるも、源隨老へ拜領命ぜられたるならんか。未だ外の記錄中に所見なければ詳かならず。さて明治廢藩置縣の際まで、數代爰に居住ありしかど、家屋・地所悉く賣却し、今商家數戶を建てたり。前田監物の元祖大膳寄孝は、上州七日市藩の祖前田大和守利孝君の三男、右近大夫利豐主の舍弟なりしを、利常卿召出され、藩士となして一家を起立したるにて、子孫于今連綿せり。

○有澤采女右衞門舊邸

元祿六年の士帳に、有澤九八郎淺野川小橋下とあり。其の邸地は何れなるにや。享保九年の士帳には、有澤森右衞門堀川。とあり。

○有澤永貞傳

墓碑記云ふ。先生諱永貞。字天淵。通呼采女右衞門。號高臥亭。以井有梧桐樹。門人稱號梧井庵先生。其先新川郡弓庄城主土肥氏之庶也。居於郡之有澤村。依氏焉。王父采女正諱長俊。元和二年來仕我藩。賜秩千石。有二子。長曰太郎左衞門俊繁。次廼先生之考也。通呼孫作。諱俊澄。府君卒。分賜秩三百石。爲高岡町奉行。母關屋氏。以寬永己卯年十二月廿八日。生先生於安江鄕荒町。延寶癸丑年命於小將組。甲寅拜賜秩二百石。丁巳襲父秩。天和辛酉年爲表納戶奉行。元祿丁丑年拜細工奉行。寶永戊子年轉世子附物頭。正德乙未年十一月七日歿。年七十七。葬於城東萬松山永福寺之後。享保癸卯年改葬於富樫庄野端山。配關屋氏。有二子一女。長曰森右衞門武貞。字伯赳。次曰總藏致貞。出後彌三郎致遠。女適水越三右衞門。孫曰才右衞門貞幹字伯固。其子貞庸字子職。與余相善。家世歷顯官。能不墜舊業。稱爲名門云々。と大嶋維直が碑銘の序に記載す。燕臺風雅に云ふ。永貞字天淵。通名采女右衞門。其亭號高臥。自童丱讀鈐韜。喜談兵事。從佐々秀乘・山鹿義㠯。學三十年。貞享丙寅天淵年四十有八、究其兵訣而著甲陽軍鑑本末通解十八卷。時北條氏長曁義㠯。祖述機山氏兵理。而名聲傾海內。雖雄一鑑・雄備武教等數書方行世。兜鍪家巾襲無不比拱璧焉。天淵瞋之不善。以爲徒徵古語纂該博。其說綴工、其實支離、或

奉體聽命。殆彿高坂昌信遺訓也。於是天淵徑就高坂氏家法。著書數萬千言。一切書以國字。弗關脩辭贍縟。頗撮捷便要領。爲藥籠物。其功尤偉矣。以故藩臣接踵無不走其門。戶外屨恒滿。元祿辛未家罹火(灾)。百爾烏有。唯一井一梧存已。卽榜(茆)苑宇其傍。門人呼之梧井庵。終身談兵卒。年七十有七。とありて、有澤氏は永貞以來世々軍法家と成り、諸士皆有澤氏の門人と成り、甲州流の軍法兵學を修行する事となしたり。此は舊藩五世參議綱紀卿以來の事にて、夫れより以前は諸士中に軍法家といふものなし。故に微妙公夜話錄に、伴八矢を賴み他國より西田覺右衞門と云ふ浪人參り、軍法を敎へたり。小松に於て弟子多く、人持組の內にも弟子に成るもの有之處、津田玄蕃に被仰。軍法を家中の者習ひ申由。人は隙に候へば、惡敷遊藝など仕間、夫よりはかやうの事習ひ申すが能く候へども、岩乘に弓・鐵炮の稽古よりは劣る也。信長・太閤御時代より手前家の軍法あり。是を折角守り申すが第一也。左候へば、陣も未だ見申さず浪人の數奇軍法は、何の役にも立たず、結句害に成儀可有之と御意被成。と見え、拾纂名言記に、或時少將光(利常)高君へ、富田善左衞門を以て被仰。筑前は學問に心を寄せ、一段の事也。軍の心は合点仕るまじ。我等家の軍法は第一の秘傳あり。御相傳可被遊旨被仰遣、則ち善左衞門に誓詞被仰付、御相傳被遊。とあり。利常卿・光高君は法華法印に太平記評判の講釋を被命被聞召由。可觀小說・混見摘寫に、當時軍法を談ずるに、色々の流儀を立つれども、元甲州流にて、それに和漢の辨を付け、妄りに流儀を立つ。左あれば日本に甲州流の外軍法なし。但し太平記評判方と云ふもの、甲州をからずして一流あり。其初を聞くに、法華法印肥前唐津に住居の時、太平記ずきにて、素讀して所の百姓などに講釋して聞かするに、風呂鋪包をかつぎたる七十歲許の老人每度來り、是を聞きて泪を流す。或時法印尋ねければ、老人曰く、法印樣には理盡抄・賢愚抄を御持參候哉と云ふ。承及びたる物ながら終に見ずと云ひければ、老翁かつぎたる風呂敷包より右の二抄を取出し、此書は名和肥前守より傳へ來る我等の書にて、身を不離持候也。是を參らせ候とて授之。老人の名を問ひけるに、名和昌三と云ふ者也とて歸り、再び來らずと也。其後陽廣公此由を被